

熊本県子ども・子育て会議 傍聴の際の留意事項

1 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会場内では、飲食、喫煙などはできません。
- (3) 会場内では、写真撮影、録画、録音等はありません。(ただし、会長が認めた場合はその限りではありません。)
- (4) その他、会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 上記1のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
ご不明な点は係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、会長が注意することとし、なお従われない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合、又は、緊急に公開になじまない事項を審議する必要性が生じた場合は、会議を途中で非公開とすることがあります。